

2025 年 4 月 14 日

各 位

会 社 名 ミネベアミツミ株式会社
代表者名 代表取締役 会長 CEO 貝沼 由久
(コード番号: 6479 東証プライム市場)
問合せ先 広報・IR 室長 小峯 康生
(TEL 03-6758-6703)

(訂正)「株式会社芝浦電子(証券コード: 6957)に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」の一部訂正について

当社が 2025 年 4 月 10 日付で公表いたしました「株式会社芝浦電子(証券コード: 6957)に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」について、その内容の一部に訂正すべき事項がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、訂正箇所につきましては、下線を付しております。

記

1. 買付け等の目的

(3) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

(iii) 判断の内容

(b) 答申理由

(ウ) 本取引の条件(本公開買付けにおける買付け等の価格を含む。)の公正性

・本公開買付け価格

【訂正前】

<前略>

- ③ 山田コンサルによる株式価値算定結果においては、対象者の 1 株当たりの株式価値を市場株価法では、YAGEO 予告公表プレスリリースが公表された基準日①を算定基準日として、3,135 円から 3,279 円、及び基準日②を算定基準日として、3,720 円から 4,456 円、また、DCF 法では 3,568 円から 5,886 円、類似会社比較法では 2,993 円から 3,454 円と算定しており、本公開買付け価格が、市場株価法及び類似会社比較法に基づく算定結果の上限を上回り、かつ、DCF 法に基づく算定結果のレンジの範囲内の価格であること。また、この株式価値の算定につき山田コンサルの価値算定に野村證券による株式価値算定結果の影響が生じることを回避するための措置が講じられた上で行われたものであり、山田コンサルが本特別委員会に行った説明に特に不合理な点は認められず、信用できるものと判断できること。

<中略>

- ⑦ 本公開買付け価格 4,500 円は、公開買付者から 2025 年 4 月 3 日に提案された 4,600 円に対し 2.17%減額された金額であるが、(i) 米国関税措置が公表された 2025 年 4 月 2 日の翌営業日である 2025 年 4 月 3 日から 2025 年 4 月 8 日までの対象者株式の VWAP(売買高加重平均価格)は、2025 年 4 月 2 日終値に対して -3.58%の水準であること、(ii) 米国関税措置によって、対象者の業績見通しに与える直接的な影響は限定的であるものの、株式会社大和総研が 2025 年 4 月 3 日に公表したレポート「相互関税」による日本の実質 GDP への影響は最大で▲1.8%」によれば、「今回発表された相互関税によって、日本経済の実質 GDP は短期的には 0.6%(2025 年)、中期的には 1.8%(2029 年)程度下押しされると試算される。」とされており、マクロ経済の見通しが悪化する可能性も否定できず、過去対象者がマクロ経済のイベントにより業績が悪化した 2020 年 3 月期や 2023 年 3 月期には、事業年度初めに策定した業績予想に対する実績値の下落率は、売上高以上に営業利益の方が大きく落ち込む傾向があるため、実際にマクロ経済の見通しが悪化し対象者の売上高が実質 GDP の下落率相当に落ち込んだ場合には、2%を超えて利益が棄損される可能性も十分に考えられるこ

と、及び (iii) 公開買付者とのこれまでの価格交渉の経緯及び4月8日付公開買付者面談の内容を踏まえると現時点でさらに高い提案価格は提示されないと考えられることを踏まえると、本特別委員会としても、不合理な提案価格の引き下げではないと考える。

【訂正後】

＜前略＞

- ③ 山田コンサルによる株式価値算定結果においては、対象者の1株当たりの株式価値を市場株価法では、YAGEO 予告公表プレスリリースが公表された基準日①を算定基準日として、3,135 円から 3,279 円、及び基準日②を算定基準日として、3,720 円から 4,456 円、また、DCF 法では 3,568 円から 5,886 円、類似会社比較法では 2,943 円 から 3,403 円 と算定しており、本公開買付価格が、市場株価法及び類似会社比較法に基づく算定結果の上限を上回り、かつ、DCF 法に基づく算定結果のレンジの範囲内の価格であること。また、この株式価値の算定につき山田コンサルの価値算定に野村證券による株式価値算定結果の影響が生じることを回避するための措置が講じられた上で行われたものであり、山田コンサルが本特別委員会に行った説明に特に不合理な点は認められず、信用できるものと判断できること。

＜中略＞

- ⑦ 本公開買付価格 4,500 円は、公開買付者から 2025 年 4 月 3 日に提案された 4,600 円に対し 2.17%減額された金額であるが、(i) 米国関税措置が公表された 2025 年 4 月 2 日の翌営業日である 2025 年 4 月 3 日から 2025 年 4 月 9 日までの対象者株式の VWAP (売買高加重平均価格) は、2025 年 4 月 2 日終値に対して -3.87% の水準であること、(ii) 米国関税措置によって、対象者の業績見通しに与える直接的な影響は限定的であるものの、株式会社大和総研が 2025 年 4 月 3 日に公表したレポート「相互関税」による日本の実質 GDP への影響は最大で ▲1.8%」によれば、「今回発表された相互関税によって、日本経済の実質 GDP は短期的には 0.6%(2025 年)、中期的には 1.8%(2029 年)程度下押しされると試算される。」とされており、マクロ経済の見通しが悪化する可能性も否定できず、過去対象者がマクロ経済のイベントにより業績が悪化した 2020 年 3 月期や 2023 年 3 月期には、事業年度初めに策定した業績予想に対する実績値の下落率は、売上高以上に営業利益の方が大きく落ち込む傾向があるため、実際にマクロ経済の見通しが悪化し対象者の売上高が実質 GDP の下落率相当に落ち込んだ場合には、2%を超えて利益が棄損される可能性も十分に考えられること、及び (iii) 公開買付者とのこれまでの価格交渉の経緯及び4月8日付公開買付者面談の内容を踏まえると現時点でさらに高い提案価格は提示されないと考えられることを踏まえると、本特別委員会としても、不合理な提案価格の引き下げではないと考える。

(エ) 本取引に至る交渉過程及び意思決定に至る手続の公正性

・買付予定数の下限の設定

【訂正前】

＜前略＞

- ② もっとも、公開買付者は、(i) 実際には本株式併合に係る議案の決議成立に必要な対象者株式数は、所有割合にして、対象者の直近 5 期の定時株主総会における議決権行使比率の最大値 (約 86%) に株主総会の特別決議の可決に要する議決権比率 3 分の 2 を乗じた割合 (約 57%) に相当する水準であると考えられること、(ii) 2020 年から 2024 年に公表された上場会社の非公開化を目的とし、成立した公開買付けのうち、親子会社間、持分法適用会社間、MBO 案件の合計 139 件を除いた資本関係のない第三者間の取引 253 件においては、株式併合議案 (スクイーズアウト議案) に係る株主総会を実施した 43 件においては、株式併合議案に議決権行使比率 (但し、公開買付主体及びその特別関係者の行使個数は当該計算から除く。) の平均値は約 37.0%、中央値は約 41.5%と、平時の定時株主総会の議決権行使比率に比して大きく低下する傾向があり、株主総会の特別決議の可決に要する議決権比率である 3 分の 2 を乗じた際に 50.01%を上回る事例は 1 件のみ (当該 1 件の議決権行使比率は 78.3%であり、3 分の 2 を乗じた場合には、52.2%となる。) に留まることも踏まえ、仮に上記 (i) で記載した割合 (約 57%) の対象者株式を本公開買付けにより取得できなかったとしても、公開買付者が、50.01%の対象者株式を本公開買付けにより取得できれば、対象者の臨時株主総会において株式併合に係る議案が承認される蓋然性が高いこと、また (iii) 対象者の従業員持株会が所有している対象者株式は、当該株式の取得資金を拠出している対象者の従業員が実質的な株主であると考えられるところ、当該従業員が対象者に雇用されているという関係性を踏まえると、対象者の意思決定に反する行動は取りにくいと考えられ、さらに、上記に

記載のとおり、本公開買付けに対して、対象者の取締役会が賛同意見を表明し、対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の対象者における取締役会決議がなされることが本公開買付けの前提条件となっていることを踏まえると、一層、従業員持株会の構成員が、当該決議内容や本取引への理解を示して本株式併合に係る議案への賛成の議決権の行使に応じる意向を有することになると考えられることから、公開買付者は、本公開買付けが成立し、公開買付者が新たに対象者の親会社となった後においても、対象者の従業員持株会は対象者の臨時株主総会において対象者が提案する本株式併合に係る議案に賛成の議決権を行使するものと考えていることを考慮して、買付予定数の下限を定めたとのことであり、かかる公開買付者の考えに特に指摘すべき問題点はないことから、本公開買付けに係る買付予定数の下限は、少数株主による本公開買付けへの応募結果を尊重するものとして公正性を一定程度担保するものと考えられ、強圧性が生じないように配慮していること。

【訂正後】

<前略>

- ② もっとも、公開買付者は、(i) 実際には本株式併合に係る議案の決議成立に必要な対象者株式数は、所有割合にして、対象者の直近5期の定時株主総会における議決権行使比率の最大値(約86%)に株主総会の特別決議の可決に要する議決権比率3分の2を乗じた割合(約57%)に相当する水準であると考えられること、(ii) 2020年から2024年に公表された上場会社の非公開化を目的とし、成立した公開買付け253件のうち、親子会社間、持分法適用会社間、MBO案件の合計139件を除いた資本関係のない第三者間の取引で、株式併合議案(スクイーズアウト議案)に係る株主総会を実施した43件においては、株式併合議案に議決権行使比率(但し、公開買付主体及びその特別関係者の行使個数は当該計算から除く。)の平均値は約37.0%、中央値は約41.5%と、平時の定時株主総会の議決権行使比率に比して大きく低下する傾向があり、株主総会の特別決議の可決に要する議決権比率である3分の2を乗じた際に50.01%を上回る事例は1件のみ(当該1件の議決権行使比率は78.3%であり、3分の2を乗じた場合には、52.2%となる。)に留まることも踏まえ、仮に上記(i)で記載した割合(約57%)の対象者株式を本公開買付けにより取得できなかったとしても、公開買付者が、50.01%の対象者株式を本公開買付けにより取得できれば、対象者の臨時株主総会において株式併合に係る議案が承認される蓋然性が高いこと、また(iii)対象者の従業員持株会が所有している対象者株式は、当該株式の取得資金を拠出している対象者の従業員が実質的な株主であると考えられるところ、当該従業員が対象者に雇用されているという関係性を踏まえると、対象者の意思決定に反する行動は取りにくいと考えられ、さらに、上記に記載のとおり、本公開買付けに対して、対象者の取締役会が賛同意見を表明し、対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の対象者における取締役会決議がなされることが本公開買付けの前提条件となっていることを踏まえると、一層、従業員持株会の構成員が、当該決議内容や本取引への理解を示して本株式併合に係る議案への賛成の議決権の行使に応じる意向を有することになると考えられることから、公開買付者は、本公開買付けが成立し、公開買付者が新たに対象者の親会社となった後においても、対象者の従業員持株会は対象者の臨時株主総会において対象者が提案する本株式併合に係る議案に賛成の議決権を行使するものと考えていることを考慮して、買付予定数の下限を定めたとのことであり、かかる公開買付者の考えに特に指摘すべき問題点はないことから、本公開買付けに係る買付予定数の下限は、少数株主による本公開買付けへの応募結果を尊重するものとして公正性を一定程度担保するものと考えられ、強圧性が生じないように配慮していること。

(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

① 本応募契約

【訂正前】

公開買付者は、本応募合意株主との間で、2025年4月10日付で本応募契約をそれぞれ締結し、本応募合意株主が、本応募株式の全て(1,325,486株、所有割合:8.79%)について、本公開買付けが開始された場合、本公開買付けに応募し、かかる応募を撤回しないことを合意しております。また、公開買付者は、本応募契約において、以下の内容を合意しております。

【訂正後】

公開買付者は、本応募合意株主との間で、2025年4月10日付で本応募契約をそれぞれ締結し、本応募合意株主が、本応募株式の全て(1,424,486株、所有割合:9.45%)について、本公開買付けが開始された場合、本公開買付けに応募し、かかる応募を撤回しないことを合意しております。

いことを合意しております。また、公開買付者は、本応募契約において、以下の内容を合意しております。

2. 買付け等の概要

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

【訂正前】

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	<u>14,244</u> 個	(買付け等前における株券等所有割合 <u>9.45%</u>)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	150,151 個	(買付け等後における株券等所有割合 99.59%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等後における株券等所有割合 0.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	150,863 個	

(注1)「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。但し、特別関係者が所有する株券等についても買付け等の対象としているため、「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は0個としております。なお、公開買付者は、本日以後に特別関係者の所有する対象者の株券等を確認の上、訂正が必要な場合には、訂正した内容を開示する予定です。

【訂正後】

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	<u>0</u> 個	(買付け等前における株券等所有割合 <u>0.00%</u>)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	150,151 個	(買付け等後における株券等所有割合 99.59%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等後における株券等所有割合 0.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	150,863 個	

(注1)「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、公開買付者は、本日以後に特別関係者の所有する対象者の株券等を確認の上、訂正が必要な場合には、訂正した内容を開示する予定です。

以 上